

域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改める。
第十八条第一項第六号の表水産試験場の項を次のように改める。

水産海洋研究センター	沖合域の水産業の振興及び原子力災害からの水産業の復興に関する試験研究を行わせるため
水産資源研究所	沿岸域の水産業の振興に関する試験研究並びに水産種苗の生産及び供給を行わせるため

第二十二條の表企画調整部に附置する避難地域復興局の部復興住宅担当課長の項を削る。

第二十二條の四の見出しを「(福島イノベーション・コースト構想推進監)」に改め、

同条中「国際研究産業都市推進監」を「福島イノベーション・コースト構想推進監」に、「福島・国際研究産業都市構想」を「福島イノベーション・コースト構想」に改める。

第二十二條の七中「六次化」の下に「並びに県産農林水産物の競争力の強化及び販路拡大による食産業の振興」を加える。

第二十三條及び第二十三條の二を削り、第二十三條の三を第二十三條とする。

第二十三條の四を削る。

第二十七條の表出先機関の出張所等の部支場の項を削る。

別表第一の一の表福島県北地方振興局の項から福島県いわき地方振興局の項までの分掌事務の欄第十九号中「県税の犯則取締り」を「県税に係る犯則事件の調査及び処分」に改める。

別表第一の五の表福島県北保健所の項所管区域の欄中「福島市」の下に「(下欄の分掌事務のうち第四号に定める水道に関する事務(昭和三十二年法律第七十七号)第四十八條の二の規定による保健所を設置する市の事務(以下この表において「保健所設置市の事務」という。)を除く。)に限る。」を加え、同表福島県中保健所の項所管区域の欄中「水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第四十八條の二の規定による保健所を設置する市の事務(以下この表において「保健所設置市の事務」という。)」を「保健所設置市の事務」に改め、同表福島県食肉衛生検査所の項所管区域の欄中「郡山市」を「福島市、郡山市」に改め、同表福島県動物愛護センターの項所管区域の欄中「福島市、白河市」を「白河市」に改める。
別表第一の七の表福島県水産試験場の項を次のように改める。

福島県 水産海 洋研究 センター	いわ き市	事務部 海洋漁 業部 漁場環 境部 放射能	一 漁場環境及び磯 根資源に係る試験 研究及び調査に関 すること。 二 漁況及び海況に 係る試験研究及び
---------------------------	----------	--------------------------------------	---

福島県 水産資 源研究 所	相馬 市	研究部 事務部 種苗研 究部 資源増 殖部	研究部
			調査に關すること。 一 水産技術の指導 に關すること。 二 調査指導船の運 営管理に關すること。 三 漁業用無線局の 運営管理及び指導 に關すること。 四 放射性物質に係 る試験研究及び調 査に關すること。 五 先端技術に係る 試験研究及び調査 に關すること。 六 試験研究の企画 調整及び進行管理 に關すること。 七 水産資源に係る 試験研究及び調査 に關すること。 八 栽培漁業につい ての生態系に係る 試験研究及び調査 に關すること。 九 水産種苗の放流 技術に係る試験研 究及び調査に關す ること。 一〇 増養殖に係る試 験研究及び調査に 關すること。 一一 水産技術の指導 に關すること。 一二 水産種苗の生産 技術開発に係る試 験研究及び調査に 關すること。

